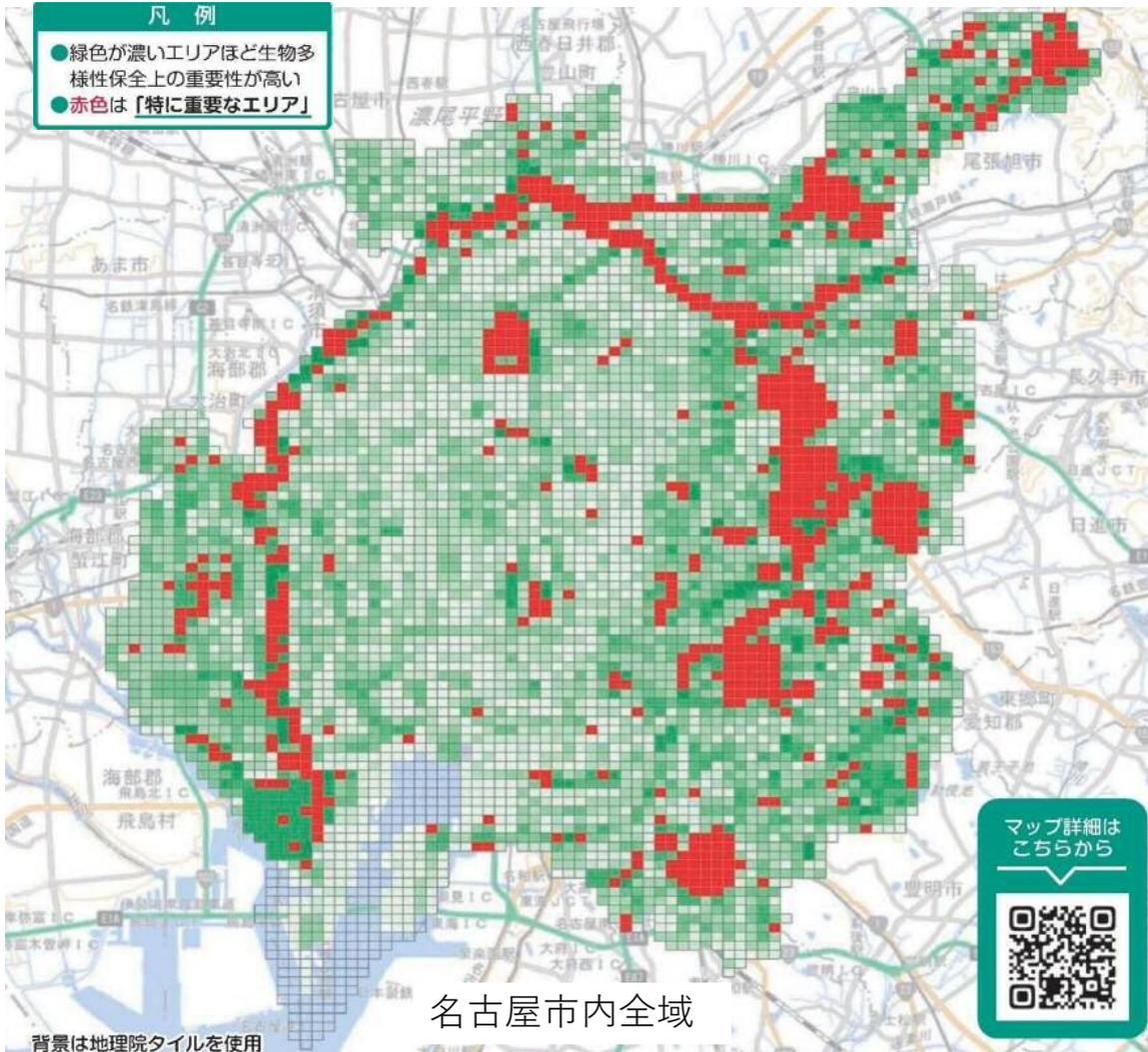


# 生物多様性重要エリアマップの公開

## 計画の範囲

- 凡例
- 緑色が濃いエリアほど生物多様性保全上の重要性が高い
  - 赤色は「特に重要なエリア」



## 地域課題・目的

### 【地域課題】

生物多様性情報（希少種の生息・生育状況等）が公開されていないため、開発事業者等が生物多様性への配慮を検討できない。

- 希少種の生息等を把握していない事業者が開発計画を立案した際に、その場所で活動する保全団体との間で摩擦が生じた。
- 事業者から生物多様性情報を事前に把握したいという要望が寄せられた。

### 【目的】

生物多様性情報を公開し、開発事業等における生物多様性への配慮を促進する。

## 取組内容

### ①情報収集・整理

保全団体に呼び掛けて収集した情報、市民調査で得た情報、市が保有する情報を地理情報システム（GIS）で整理した。

### ②評価基準等の検討

有識者検討会を開催し、保全・開発・資産価値への影響等の観点から、生物多様性の重要性を評価する基準等を議論した。

### ③地図の作成・公開

5次メッシュ（250m四方）毎に評価した「生物多様性重要エリアマップ」（以下、マップ）を作成し、市ウェブサイト上に公開した。

### ④運用方法等の確立

希少種情報等の開示ルールや配慮方策等の助言をする体制を構築した。

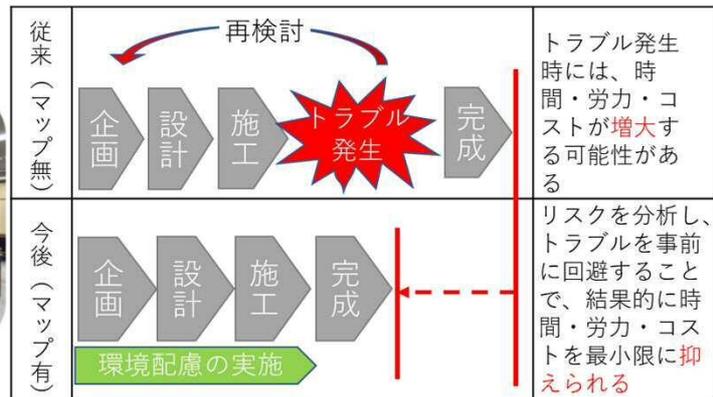


有識者検討会の様子

## 取組により想定している効果

### 開発時における配慮方策の促進

- 事業者が開発の初期段階で生物多様性情報を把握することで、配慮方策の検討やコスト増大のリスク把握に活用されることを期待する（開始から1か月で7件の相談実績あり。）



## 問合せ先

団体名：名古屋市環境局環境企画課

連絡先 E-mail：[a2662-01@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2662-01@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp) TEL：052-972-2698

## 計画策定にあたり工夫した点

### ① 情報整理

- 市が保有する情報以外にも、保全団体の調査、市民調査（アプリ Biome（株）バイオーム）で収集された情報を専門家がチェックしたもの）等、多様な主体の調査データを共通フォーマットで整理した。
- 配慮方策の検討、自然共生サイト認定申請等への活用を想定し、実際に生息の可能性が高い比較的新しいデータ（直近10年）のみを使用した。

### ② 評価方法

- 動植物の生息調査データが存在しない場所においても、生息・生育ポテンシャルを評価するため、生息環境（緑被地、水辺等）も評価項目として設定した。
- 希少種の盗掘リスクや資産価値への影響等を考慮し、5次メッシュ（250m四方）単位で市全域を評価し、市ウェブサイトに公開した。
- 希少種の発見地点の周辺にも同様に生息する可能性を踏まえ、発見地点の半径50mに緩衝域（バッファ）を設定し、評価を行った。

### ③ 開示方法

- 開発事業等における生物多様性への影響の回避を重視し、より詳細な情報について、一定のルールを定めて開示する方針とした。
  - ・ 開示は市窓口でのパソコン画面の閲覧のみとする。
  - ・ 名刺や資料で事業計画を確認したうえで、該当メッシュの評価点の内訳を開示する。
  - ・ 希少種情報がある場合は、詳細な情報（種名・発見地点等）を開示する。

### ④ 開示後の対応

- 具体的な配慮方策等の相談を希望する事業者等に、関連部署を案内し、助言する体制を構築した。

### ⑤ 周知方法

- 開発計画の初期段階に関わる不動産取引業等の各業界団体を通じて広く周知を実施した。

【導入技術の名称】

地理情報システムを活用した生態系の評価技術

## 予定している今後の具体の取組

- 名古屋市環境アセスメントに関する技術解説書への掲載
- 優良事例の公表による生物多様性への配慮措置の横展開（なごやネイチャーポジティブパートナーポータルサイト等で紹介）
- 開発に関する行政手続きの窓口における周知を継続して実施
- 不動産取引業等の各業界団体への周知を継続的に実施

評価項目	評価基準	評価点	
(1) 希少種が多く確認されている地域	絶滅危惧I類以上	複数確認	5
		1種確認	3
	絶滅危惧II類	4種以上確認	3
		3種以下確認	2
	準絶滅危惧	6種以上確認	2
		5種以下確認	1
(2) 保護地域(規制強) ※自然環境保全地域、特別緑地保全地区、鳥獣保護区(特別保護地区)、市指定文化財	評価対象に該当	5	
(3) 保護地域(規制弱) ※風致地区、鳥獣保護区(特別保護地区を除く)	評価対象に該当	3	
(4) 公園面積	1ha以上	5	
	0.5ha以上1ha未満	3	
	0.5ha未満	1	
(5) 干潟・河川緑地	評価対象に該当	5	
(6) 「なごやの緑 令和2年度 緑の現況調査」での樹林地、芝地・草地、農地、河川・ため池	樹林地	指定範囲	5
		周辺50m	3
	芝地・草地	指定範囲	3
		周辺50m	1
	農地	指定範囲	3
		周辺50m	1
	河川・ため池	指定範囲	5
		周辺50m	3
(7) 重要里地(山、湿地、湧水地・湧水涵養域)	評価対象に該当	5	
	湧水涵養域と推定される範囲	3	
(8) 植生自然度(自然度9~10)	評価対象に該当	5	
(9) 小規模で独立した緑地等	評価対象に該当	5	
(10) さとやま指数0.4以上 <a href="https://www.nies.go.jp/biology/data/sa.html">https://www.nies.go.jp/biology/data/sa.html</a>	評価対象に該当	5	
(11) 保全活動・環境学習エリア	評価対象に該当	5	
(12) 人口集中地区(DID地区)内の緑地	評価対象に該当	5	

評価項目・基準一覧

## 生物多様性 活用方法

### 重要エリアマップの



詳細はこちら

- ウェブ上でマップを確認**
  - さらに詳細な情報（希少種情報、保全活動情報など）を知りたい場合
  - 「特に重要なエリア（赤色）」において開発事業等を行う場合

▶ 来庁いただき、詳細情報の閲覧をおすすめします。
- 市役所窓口で詳細情報を閲覧**

予約方法 窓口にお越しいただく前に下記の連絡先に予約をお願いします。

開示にあたって必要な資料

  - 土地の場所が分かる地図等
  - 事業計画が分かる資料
  - 事業者を証明するもの（例：名刺、社員証）

留意事項

  - 開示するデータは、機密性の高い情報を含むため、窓口で情報の取り扱いに関する同意書に記入いただく必要があります。
  - 開示は、市が所有する端末画面を閲覧していただく方法となります。
  - 画面の写真撮影等はできませんので、メモ等を記載できる地図等をご持参ください。

希少種等についての具体的な配慮手法等の相談を希望される場合は、必要に応じて関連部署をご案内させていただきます。

開示や助言の流れ



希少種等の発見地点開示のイメージ